



あやせ

主な記事

- ②木造住宅耐震化事業補助金
- ③健康だより
- ④26年度施政方針要旨▶
- ⑤26年度当初予算



地域包括支援センターの業務

介護予防サービスの利用を支援します ～介護予防ケアマネジメント業務～

- ・要支援1・2と認定された方が、介護保険の介護予防サービスを利用するための支援をします。
- ・支援や介護が必要となる恐れが高い方に、市の介護予防事業を利用するための支援をします。



地域の課題を考えます

高齢者の権利を守るための取り組みをします ～権利擁護業務～

- ・成年後見制度の申し立てなどの手続きを支援します。(成年後見制度とは、財産管理や契約において適切な判断をすることが難しい高齢者を支援する制度です)
- ・高齢者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・把握をするための取り組みをします。緊急な場合などは、必要に応じて他の機関と連携して対応します。
- ・悪質な詐欺商法などの消費者被害の防止のため、消費生活センターなどと連携して対応します。

地域包括支援センター

主任ケアマネージャー

社会福祉士

保健師・看護師

他にもこのような支援をしています ～包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務～

- ・地域のケアマネジャーへの助言や支援を行います。
- ・さまざまな関係機関とネットワーク連携をします。



みんなで介護予防

どのようなことでもご相談してください ～総合相談業務～

- ・介護認定を受けるための相談、認知症の悩み、保健・福祉・医療や生活に関することなど、さまざま相談に対応します。
- ・どこに相談するのかわからないことでも、内容に応じて適切なサービスや機関、制度を紹介します。



気軽に相談できます

- ①市民税・県民税(普通徴収)
- ②固定資産税・都市計画税
- ③軽自動車税
- ④国民健康保険税
- ⑤後期高齢者医療保険料
- ⑥介護保険料

利用できる納付書

- 4月1日以降に市が発行するバーコードが印字された納付書で、記載された納期と納期限を確認して、納付したい納付書のみをコンビニのレジに出してください。
- ①利用できない納付書
ものやバーコードの印刷がない
たり汚れたりして読み取れないもの
- ②納付額が1枚の納付書で30万円を超えているもの
- ③金額を訂正したものや延滞金欄に手書きで金額を記入したもの
- ④コンビニ利用期限を過ぎたもの

市の税金・保険料が
コンビニで納付できます

- ※領収証書とレシートは納付を証明する大切な書類となりますので、必ず受け取り大切に保管してください。
- ⑦国税務課(税金) ☎70・5612、高齢介護課(介護保険料) ☎70・5636、保険年金課(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) ☎70・5617。

位置図

ご利用ください
地域包括支援センター

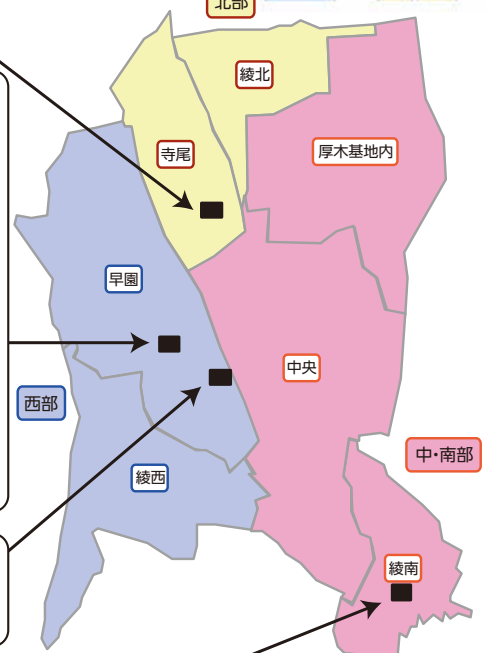


【北部圏域担当】
地域包括支援センター杜の郷
寺尾南1-5-31
☎76・8866
担当地域
夢川、大上、寺尾北、寺尾中、寺尾本町、寺尾南、寺尾金田、寺尾西、寺尾台
※4月1日から開設

【西部圏域担当】
道志会地域包括支援センター
早川城山2-11-3
☎70・1166
担当地域
小園、小園南、早川、早川城山、綾西、吉岡、吉岡東

【統括的機能】
綾瀬市地域包括支援センター
早川550(市役所内)
70・5633

【中・南部圏域担当】
地域包括支援センター泉正園
上土棚南1-11-20
70・1888
担当地域
深谷南、深谷中、深谷上、深谷落合南、落合北、上土棚北、上土棚中、上土棚南、本夢川



麻しん風しん混合
予防接種期間が
延長されます

妊婦となる方が、先天性風しん症候群の発症を心配せずに、安心して子どもが産めるよう、19歳以上を対象に26年3月31日までとなっていた、麻しん風しん混合予防接種の期間を延長します。対象や委託医療機関など詳しいことは、市ホームページや今年2月1日号3面の健康だよりを見てください。

☎保健医療センター
77・1133

